

# 医療法人みゆき会 飯山介護老人保健施設みゆき 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

第1条 医療法人みゆき会が開設する介護老人保健施設みゆき（以下「当施設」とする）が実施する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」とする）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

## （事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

## （運営の方針）

第3条 当施設が実施する通所リハビリテーションの従業者は、要介護者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。

3 通所リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市区町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

## （名称及び所在地）

第4条 通所リハビリテーションを実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

（1）名称 医療法人みゆき会 飯山介護老人保健施設みゆき

（2）所在地 長野県飯山市大字下木島9番地

## （従業者の職種、員数、及び職務内容）

第5条 通所リハビリテーションに従事する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

1 医師 0. 1名以上（常勤換算）

医師は、利用者の病状に応じて、妥当適切に診療を行い、通所リハビリテーションに携わる従業員の管理、指導を行う。

2 看護職員 1名以上（常勤換算）

利用者の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

3 介護職員 9. 5名以上（常勤換算）

利用者の日常生活上の介護、相談、援助等を行う。

4 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

1. 05名以上（常勤換算）

身体機能の評価、リハビリテーション計画の立案を行い、訓練の実施、スタッフへの援助指導を行う。

5 支援相談員 1名以上

施設と地域、利用者との窓口として、利用相談、処遇上の相談、関係機関との連携にあたる。

6 事務員 1名以上

利用料の作成、請求及び施設全般についての管理を行う。

## （通所リハビリテーションの利用定員）

第6条 通所リハビリテーションの利用定員は90人とする。

### (営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日：月曜日から日曜日及び祝日。

なお、1月1日～1月3日は原則休業とするが、利用者の安全確保またはサービス提供上必要と認められる場合には、当該期間においても営業することがある。

- (2) 営業時間：8時15分～17時15分までとする。

(基本的なサービス提供時間：9時45分～16時00分とする。ただし、利用者の希望や体調、リハビリ内容等に応じて、必要と認めた場合にはサービス提供時間を変更することがある。)

### (通所リハビリテーションの内容)

第8条 実施する通所リハビリテーションは次の通りとする。

- (1) 通所リハビリテーション（デイケア）
- (2) 通所リハビリテーション計画の作成
- (3) 居宅と通所リハビリテーション事業所間の送迎
- (4) 通所リハビリテーションにおける入浴介助
- (5) 通所リハビリテーションにおける特別入浴介助
- (6) 通所リハビリテーションにおける食事の提供

2 通所リハビリテーションは、医学的管理のもとで要支援者、要介護者に対する心身の機能の回復のため、医師等の従業員が共同して作成した、リハビリテーション計画に基づき、下記(1)を目的とし、(2)の訓練を行う。

- (1) 目的

ア ADLの低下防止  
イ QOLの維持・向上  
ウ ねたきりの防止  
エ 社会性の維持・向上  
オ 精神状態の改善  
カ その他、利用者の状態の改善

- (2) 訓練等

ア 治療用ゲーム、手工芸用具を使った趣味的訓練  
イ 日常生活動作に関する訓練  
ウ 自助具適用・使用訓練  
エ 運動療法  
オ 作業療法  
カ 物理療法  
キ 歩行訓練・基本的動作訓練

### (利用料その他の費用の額)

第9条 指定通所リハビリテーションサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所療養介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

- |                                    |    |      |    |
|------------------------------------|----|------|----|
| 2 食費                               | 1日 | 860円 |    |
| 3 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 |    |      | 実費 |
| 4 利用者が選定するその他費用については、次の費用を徴収する。    |    |      |    |
| 日用品費                               | 1日 | 160円 |    |

教養娯楽費 1日 200円

- 5 オムツ代については下記の実費を徴収する。

テープ止めタイプM120円 テープ止めタイプL140円

リハビリパンツS100円 リハビリパンツM110円 リハビリパンツL140円

リハビリパンツLL160円 尿取りパッド60円

- 6 診断書料については下記の費用を徴収する。

生命保険診断書、他施設入所診断書など 1通 5,500円～

- 7 利用料の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

- 8 サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名）を受けることとする。

- 9 法定受領サービスに該当しない通所リハビリテーションに係わる利用料の支払いを受けた場合は、提供した通所リハビリテーションの内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

- 10 厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示する。

#### **（通常の事業実施範囲）**

第10条 飯山市、中野市、山ノ内町、野沢温泉村、木島平村、栄村、信濃町の区域とする。但し通常の営業時間及び送迎時間に支障をきたさない範囲とする。

#### **（衛生管理など）**

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

- 2 当施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

#### **（サービス利用に当たっての留意事項）**

第12条 利用者がサービスの提供を受ける際に注意すべき事項はつぎのとおりとする。

- （1）サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意（記名）を得る。
- （2）施設内の器具・設備の使用については、施設職員の指示に従うものとし、器具の破損等には十分注意する。
- （3）施設内に、危険物等、他の利用者の迷惑となるようなものは持ち込まない。
- （4）施設における日課を守るとともに、他の利用者の迷惑となるような行為については行わないものとする。

#### **（虐待防止に関する事項）**

第13条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止のための指針を整備する。
- （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- （4）上記措置を適切に実施するための担当者を設置する。

#### **（身体の拘束等）**

第14条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載し、その説明書に基づいて利用者又は家族に対して説明を行い、同意を得る。また、解除することを目標に経過観察・検討を行う。

2 当施設は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

**(緊急時の対応)**

第15条 利用者に対し、医師の医学的判断により対応が必要と認められる場合は、協力医療機関又は、その他医療機関での診療を依頼します。

**(非常災害対策)**

第16条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者及び火元責任者には事業所職員を当てる。
- (2) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ア 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上
  - イ 利用者を含めた総合訓練（夜間想定）・・・・・・年1回以上
  - ウ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対応する体制をとる。

**(苦情処理)**

第17条 通所リハビリテーションの提供に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 当施設は、提供した通所リハビリテーションの提供に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う質問もしくは紹介に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 当施設は、提供した通所リハビリテーションに係わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導または助言を受けた場合は、当該指導、または助言に従って必要な改善を行うものとする。

苦情処理窓口

|                         |              |
|-------------------------|--------------|
| 長野県介護支援課                | 026-235-7121 |
| 飯山市保健福祉課                | 0269-62-3111 |
| その他各市町村窓口               |              |
| 長野県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情窓口 | 026-238-1580 |
| 飯山介護老人保健施設みゆき           | 0269-81-3850 |

**(その他運営に関する留意事項)**

第18条 施設は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1ヵ月以内

② 継続研修 年2回

2 施設は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、施設の設備及び備品の衛生的な管理に努め、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

3 従業者は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

5 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

7 当施設は通所リハビリテーションに関する記録を整備し、通所リハビリテーション完結の日から5年間保存するものとする。

8 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人みゆき会と介護老人保健施設みゆきの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(付則) この規程は、令和元年10月1日から施行する。

(付則) この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(付則) この規程は、令和8年1月1日から施行する。

(付則) この規程は、令和8年8月1日から施行する。